

更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会
第7回会合 議事要旨

1 日 時 令和2年2月25日（火）午後2時から午後3時40分

2 場 所 法務省会議室

3 出席者

（座長）津田 賛 平（弁護士，元保護局長，元京都地検検事正）

（構成員）阿久津 照 美（被害者支援都民センター相談支援室長）

伊 東 秀 彦（弁護士）

伊 藤 富士江（上智大学教授，保護司）

及 川 里 子（東京保護観察所被害者担当保護司）

武 　　るり子（少年犯罪被害者当事者の会代表）

中 原 康 子（横浜保護観察所首席保護観察官）

4 要 旨

（1）資料修正について

第1回会合配布資料3記載の数値に誤りがあったことについて，事務局から過誤の内容，過誤発生の経緯，再発防止策について説明があった。この点について，①これまで，過誤のあった統計数値を直接の根拠とした議論が行われた経緯はなく，②報告書（案）の内容も，過誤のあった統計数値を直接の根拠に課題を提示したり提言をしたりするものは含まれていないことなどから，この過誤が本検討会での議論や報告書（案）を左右することはなく，したがって，これまでの議論のし直しをする必要はないことが議決された。

（2）「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書（案）について協議

「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書（案）について，事務局から内容について説明があった後，協議が行われた。協議の結果，同報告書の内容についておおむね了解が得られ，示された意見の取扱いについては座長一任とし，座長から保護局長に同報告書を提出することが議決された。

（3）座長，各構成員の所感等

座長及び構成員から，本検討会に関する所感等について発言いただいた。

（4）保護局長挨拶

閉会に当たり，保護局長が挨拶した。

5 構成員からの主な発言等

(1) 4の(1) 関係 (資料修正について)

- ・(事務局) 第1回会合の配付資料3について、数値に誤りがあった。

心情等伝達制度につき全国185件のところ180件と、被害者等通知制度につき全国11,546件のところ11,335件と、相談・支援制度につき全国1,488件のところ1,443件と、本来の統計数値の1.8~3.0%程度、過少に示していた。

なお、本件については、犯罪白書の正誤をホームページ上に掲載予定である。

今回の過誤は、ある保護観察所が、年間の実績を報告すべきところ、四半期分の実績の報告のみをしたことに起因する単純な事務上のミスによるものである。再発防止を図るため、先週、再発防止策を地方更生保護委員会及び保護観察所に示すなどの事後対応を行った。過誤につきお詫び申し上げるとともに、配付資料3を修正させていただく。
- ・(座長) この過誤について、これまで、過誤のあった統計数値を直接の根拠とした議論が行われた経緯はなく、この後お示しする報告書(案)の内容も、過誤のあった統計数値を直接の根拠に課題を提示したり提言をしたりするのは含まれていないことなどから、この過誤が本検討会での議論や報告書(案)を左右することはないと思う。したがって、これまでの議論のし直しをする必要はないと思う。御意見を伺いたい。

(特段意見等なし)
- ・(座長) 御賛同いただけたため、これまでの議論のし直しをしないこととする。

(2) 4の(2) 関係 (「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書(案)について協議)

- ・(事務局) 座長の指示のもと整理した報告書(案)の概要について説明する。

なお、報告書(案)の構成案については、第4回会合において配付したが、その後の会合における議論を踏まえ、構成を変更した。

「はじめに」において、更生保護の被害者等施策の導入経緯、本検討会の設立経緯や目的、本検討会での議論の経過について、簡潔に整理した。

「第1 被害者等施策等の概要」として、被害者等施策や保護観察等を概説しており、第1回の配付資料1や配付資料2を簡潔に整理し直した。

「第2 被害者等施策等の現状と課題」として、被害者等施策や保護観察等ごとに、現状と課題を簡潔に整理しており、ヒアリングを含め、本検討会の会合で示された意見をもとに記載した。

なお、議論を踏まえて、より詳しく記載した箇所がある。例えば、「1 意見等聴取制度」の「(2)課題」のイ(エ)やウについて、「本制度の利用によって示された被害者等の意見が仮釈放等審理や保護観察処遇に反映されることに

鑑みれば、原則として、被害者等以外の方が制度を利用できないようにすべき」とした。また、「4 被害者等通知制度」の「(2)課題」のイについて、「ただし、本制度は、加害者の同意なく、被害者等に加害者の情報を提供するものであることに加え、必ずしも客観的かつ定量的に提示できない情報も含まれているため、これらを一律に被害者等に提供することは困難であり、提供される情報の内容が限定的にならざるを得ないことには留意する必要がある。」、「被害者等通知制度は、検察庁、矯正施設及び更生保護官署が連携して運用しているものであるところ、本検討会では専ら更生保護官署が関わる業務の範囲内での課題の整理と提言を行うこととしたい。」とした。加えて、「5 被害者等の心情等を踏まえた保護観察処遇の実施」の「(2)課題」について、「もちろん、例えば、加害者側の知的制約や心理的問題等から、被害者等の心情や要望を加害者に受け止めさせるために一定の時間を要する場合もある。」とした。

「第3 提言事項」として、「第2」の現状と課題を踏まえた、本検討会としての提言を、ヒアリングを含め、本検討会の会合で示された意見をもとに記載した。ただし、第4回会合で配付した構成案とは異なり、制度ごとに記載せず、大きく、「被害者等によるアクセスの向上」、「被害者等の思いに応える制度運用の実現」、「被害者等施策を適切に実施するための体制の整備」の3つにまとめて記載した。これは、特に意見等聴取制度と心情等伝達制度において課題が共通していることもあり、提言内容ごとに整理をした方がより分かりやすい提言になるためである。また、提言は、大きく分けて「実際に実現すべきもの」と「実現に向け検討をすべきもの」にした。また、会合で示された意見に具体策があったものについては、具体例を記載した。

最後に、「結び」として、「更生保護官署は、本提言の提言内容の実現のみならず、例えば、制度を利用した被害者等から制度利用の感想等を集積し、当該感想等を踏まえた運用改善や制度改正をすることなど、被害者等施策の不断の見直しが必要である」ことなどを記載した。

これに加え、検討経過の一覧及び構成員名簿を別紙として添付、細かい内容は注に落として記載した。

- ・ 報告書の最終版が取りまとめられた後の手続について確認したい。
→ 構成員から特に提案がなかったため、報告書の局長への提出後、本検討会のホームページ上に、今回の資料等と共に掲載することとなった。
- ・ 「第3 提言」において、2で「被害者等の思いに応える制度運用の実現」という言葉が入っているのはとても良いと思う。
- ・ 「結び」において、「制度を利用した被害者等から制度利用の感想等を集積し、当該感想等を踏まえた運用改善や制度改正」とあるが、これを「第3

提言」の2の(5)といった形で、提言本体に記載していただきたい。「被害者等の声を踏まえた運用の改善・制度改正」などと項目立てをした上で、「この施策を利用した又は加害者担当の保護観察官と関わりを持った被害者等からのフィードバックや感想を集積して、運用改善や制度改正につなげる」ということを記載していただきたい。

また、「結び」には、「被害者等施策の不断の見直し」という言葉が入っているが、「3年後」・「5年後」など、はっきりと年限を区切ったほうがより具体的になると思う。

→ 「第3 提言事項」の2(5)に、提案どおり記載することとなった。

- ・ 被害者等に対するアンケートについて、実施する側から見て、聞きやすい対象だけに絞られてしまうのではないかと不安である。幅広く様々な罪種の被害者等から感想を集積してほしい。

→ 集積方法について、今後有識者や被害者等からの助言を得て検討する旨、提言することとなった。

- ・ 本検討会において、被害者等施策が知られていないことが度々指摘され、「第3 提言事項」に制度の周知について記載されたものと理解する。それとは別に、「被害者等が制度を知らない」ことを前提に制度を運用するという視点からの提言も追加いただきたい。
- ・ 加えて、法的手続に不慣れであることにも留意することが必要である。被害者等が制度について詳しくないこと等を理解できれば、職員の対応も変わってくるのではないか。

→ 「第2 被害者等施策等の現状と課題」の「3 相談・支援制度」の「(2) 課題」の部分について、「多くの人は、通常、刑事司法手続に関わることはなく、刑事司法手続や被害者等を支援する制度について十分な情報を持つこともない」といった文言を盛り込むこととなった。また、「第3 提言」の2(1)の「イ 更生保護官署職員等が被害者等に接する際の留意点」において、「被害者等が刑事司法手続や被害者等施策について十分な情報を持っていないことを前提として、分かりやすく丁寧な説明を繰り返すなどの対応をするよう努めるべきこと」といった文言を盛り込むこととなった。

- ・ 「第3 提言事項」の「3 被害者等施策を適切に実施するための体制の整備」について、1(1)アにおいて、「加害者を担当する保護観察官を一定程度経験した後はできるだけ早期に被害者担当官を経験させ、被害者等に直接接する機会を確保すること」との記載に懸念がある。

被害者担当官に被害者等への対応に関する知識や経験がない場合は、被害者等に対し、適切な対応ができず、二次被害につながるおそれがある。その

ため、経験豊かで専門的な知見を持つ保護観察官を優先的に被害者担当官に任命することも必要ではないか。被害者担当官は、大規模な保護観察所でも1人か2人程度しか配置されていない。経験の浅い被害者担当官が、被害者担当官経験者のサポートを受けながら必要な経験を重ねることは重要ではある。ただ、被害者担当官が、加害者担当の保護観察官と円滑かつ適切に調整を行い、被害者等の思いに応える実務を実現するためには、被害者担当官の保護観察所における地位を向上させる必要がある。

- (座長) 被害者等の支援に関する知識のない人をいきなり被害者担当官にするべきかという問題はあるが、そのような場合に、バックアップ体制を用意するなどして、「助走期間」をしっかりと設けることは必要である。御意見は、各保護観察所における具体的な人事配置の問題であることもあって、報告書に盛り込むことは難しいと思う。そこで、人事管理その他を含め、被害者等施策が円滑に実施できるよう配慮してほしいという御要望として承るということではいかがか。
 - 差し支えない。
 - 被害者等は、“担当者は制度等を熟知しているだろう”と思って相談をする。しかし、不運にも担当者の知見や対応が不十分だったケースがあったと聞いたことがある。せっかく保護観察所側に相談しても、対応が不十分であると、そこで保護観察所側と関わるのをやめてしまうかもしれない。担当者の質の向上は重要であり、その点を考慮した提言にしたい。
 - 担当者の質の向上という意味では、「第3 提言事項」の2の「(1)被害者等に関する基本原則の明確化と職員のスキルアップ」の記載を徹底していくということになるだろう。経験が少ない人は、経験にとらわれない分、かえってフットワークが軽い場合もある。バックアップがあることが前提であれば、OJT形式で経験を積ませるとするのは十分考えられる。
 - (座長) 被害者担当と加害者担当の職務はそれぞれ関連するものであり、いずれの担当者も両方の視点を持つことが必要であると思う。そして、両方の視点を持つ職員の増加は、被害者等支援と加害者処遇の双方を行う更生保護の強みにつながると思う。
- (事務局) 本検討会の議論を重く受け止めている。被害者等は、覚悟をもって更生保護官署に赴き、発する言葉の一つ一つをも思案しながら相談しているものと承知している。また、被害者等が、対応した職員について、被害者等への対応の“必要な知識等は全て持っていて、適切に助言してくれるだろう”と思うことは、当然であり、私たちは、その思いに応えていきたいと思っている。
- 経験豊富な保護観察官を被害者担当官に配置してほしいという御意

見はもつともだと思われるが、一方、最初から習熟した保護観察官はならず、組織として、責任を持って職員を育成する必要がある。また、未熟な職員のみには被害者等の対応をさせることは許されないものの、経験が浅くとも意欲の高い職員は、経験豊富な先輩職員と共に取り組んでいくことができると考えている。被害者等施策専従の職員を直ちに十分に配置することはできなくても、“庁全体として被害者等に対応する”という意識を持って、職員を育てていきたい。被害者等の声に耳を澄ますことは、被害者等への支援であると同時に、加害者への適切な処遇にもつながることである。全ての更生保護官署職員が、被害者等への支援と加害者処遇の両方をできるようにしていきたい。

- ・(座長) 被害者担当であっても加害者担当であっても、いずれも、相手の発言に耳を傾け、その人の本当の気持ちを理解して、何をすべきかを考えるという基本的姿勢が必要である。その上で、必要な知識を学んでいくしかない。
- ・ 提言内容の実現には、体制の強化、すなわち、職員数の確保が絶対に必要である。「第3 提言事項」の3の「(2)被害者等施策に従事する職員の確保」に、この点を強調して記載すべきである。
- ・ 報告書の「第3 提言事項」の3の「(2)被害者等施策に従事する職員の確保」部分は、被害者担当と加害者担当のいずれも確保されることが必要と記載されているところ、実際にはどちらの増員が必要か。
- ・ いずれも必要である。事件数が多い庁ですら、専従の被害者担当官を配置できていない。

例えば、地方の小規模な保護観察所では被害者等施策の取扱件数が少ないため、スキルアップを図るためには、大規模庁との交流などという形での実務研修をすることが必要かと思う。しかしながら、小規模な保護観察所には、そのような研修を実現する人員上の余裕がない。理想は、専従の被害者担当官の配置である。

ただ、それができないにしても、被害者担当官を複数配置し、先輩が後輩を指導する体制や、一人が研修に出ても、その間被害者等からの電話を受けられる体制などを整える必要があると思う。

処遇部門においては、被害者等に丁寧に対応しようとするほど、保護観察官の精神的な負担が大きくなる。被害者等への丁寧な対応はすべきことである一方、加害者担当の保護観察官は、刑の一部の執行猶予制度の導入などで、保護観察対象者への指導監督関係の業務に追われ、非常に多忙な状況にある。加害者担当の保護観察官が被害者等の心情等に十分に向き合うための時間を取れるように、加害者担当の保護観察官の増員も必要であると思

う。

- 被害者等への支援の充実という観点から、保護観察官は増員されるべきだと思う。増員はどのように図られるのか、被害者等その他民間人からは分からないので、いつも、誰からどのように求めるべきものなのかと思っていた。
→ (事務局) 人員や予算の確保について、要望に十分にお答えできていないことも多いかと思う。本検討会において頂いた御意見について、今後、対外的に発信することはもちろん、更生保護官署内部にも共有していくことが重要であると考えている。
- 「第3 提言事項」の2の「(4)被害者等の心情等を踏まえた保護観察処遇の充実」のウ(ア)において「しよく罪指導プログラムの対象を拡大すること」とある。単なる対象拡大ではなく、今のプログラムについて、十分に加害者のしよく罪意識をかん養するものになっているか、という観点から見直すことについて追記できないか。指導に一定のレベルを確保するには、共通のプログラムや教材等が必要であると思う。
→ (事務局) ウの(ア)と(イ)と(ウ)において御指摘の点は記載されているように思えるがいかがか。(ア)において、現状で限定されているしよく指導プログラムの対象の拡大を、(イ)において、指導内容について「教育を体系的・効果的に行うことができるよう対応を図ること」を、さらに、(ウ)において、実際の指導場面で実効性を高めるための運用上の工夫を図ることが記載されている。なお、特に(イ)について、新たに教材を作るかどうかということも含め、体系的・効果的な教育を実施する上で必要な具体案は、今後検討していくこととなる。
- 承知した。
- 「他機関との連携」という言葉を入れていただきたい。「第3 提言事項」の2の「(3)相談・支援制度の実効性の向上」において他機関に関して記載されているが、「他機関連携」に関する意見は、これまでの会合において複数回出ていた。「被害者等の思いに応える制度運用の実現」のためには、被害者等の声を聴くことも必要だが、他機関を通じて様々なニーズをくみ取るということも重要であるため、「連携」という言葉を盛り込んでいただきたい。
- (座長) 被害者等施策は、更生保護だけでできるものではなく、連携は非常に重要である。「連携」という文言を盛り込むこととしたい。
→ 提案どおり記載することとなった。
- この報告書はホームページ上で様々な人が閲覧できるようになるということを考えると、一部文言を修正する必要があると思う。
「はじめに」の2ページの上から4行目の部分で、「被害者等の回復の後

押し」とあるが，“何をもって「回復」と言うのかは自分で決めたい”と思う被害者等は多いのではないか。「回復」は個別性の高い用語でもあり，使用には注意が必要である。「回復」と鍵括弧を付けることとしてはどうか。

21ページの注13において，「被害者は被害に遭いたくて被害を受けたわけではない」とあるが，より適切な表現，例えば，「被害者は自ら進んで被害を受けたわけではない」といった記載にしてはどうか。

「第2 被害者等施策等の現状と課題」の1(2)「ア 事前の情報提供の不足」において，「被害者等に十分に周知されていない」となっているが，被害者等に加え，「関係機関」などを入れてはどうか。また，「第3 提言事項」の1(1)イにおいて，「被害者等施策や各種広報資料が，被害者等の目に触れる機会を増やすよう努めるべきである」とあるが，ここも，被害者等に加え，「関係機関」などを入れてはどうか。

→ 提案どおり記載することとなった。

- 最近では，便利な社会になり，アクセスの向上のため，インターネットやメールで簡単にやり取りできることが良いと言われている。もちろんそれを望む人もいるかもしれない。一方で，私は，人と関わる中で，人との信頼関係を取り戻したという経験があるため，便利になるのは良いことだが，一方で大事なものを忘れてはいけないといつも思っている。今後，様々な場面でメールなどでやり取りすることが出てくると思うが，文章というのは伝わりにくかったり，受け取る側が勘違いしたりすることなどもあるため，直接会うなどして確認することは大事だと思う。そういう意味で，直接会うことを省く必要はない。被害者等にとって選択肢はより多い方が良く，メールなどの手段を用意することには賛成する。一方で，顔と顔を合わせて話をする，確認するというのはどこかで必要だと思う。被害者等への支援制度が整備されていなかったときには，被害者等には選択肢がなく多大な苦労があった。しかし，その分，被害者等が自ら調べたり，人から教えてもらったりし，その中で一人でも親切な人がいると，被害者等も人を信頼できるようになっていった。被害者等には，そのような経験の積み重ねで生きてこられたところがある。直接会って話をするという大事な部分は，“被害者等の負担になるから省こう”と考えずに，“これは被害者のためだ”と思っで行うことが重要である。被害者等はどのようなことでも全て負担に感じるわけではないと思うので，このような“大事なところ”は省略しないようにしていただきたい。
- (座長) 情報伝達手段が発達し，今は単に情報を伝えるには便利な社会になった。しかし，人の心や感情は，直接話をして，共感して，ということがないと伝わらない。

- ・(座長) 保護局長への報告書については、本日の議論を踏まえ、座長である私の責任で適宜修正をすることとしたい。御一任いただけるか。
→ 提案どおり、座長一任のもと、報告書案を修正し、座長から局長に報告書を提出することとなった。

(3) 4の(3) 関係(座長、各構成員の所感等)

- ・ 本検討会前、私には、被害者等施策について知識はあったものの、実際に被害者等にこの施策を説明し利用につなげる経験は多くなかった。私は、本検討会に参加して、多くの人がこの施策を知ること及び多くの被害者等がこの施策を利用することの重要性を感じた。本日晒された報告書(案)にあるとおり、この施策を知らない被害者等に積極的に働き掛けることで、被害者等がこの施策を知って利用に至ることが望ましいと思う。その働き掛けの一つとして、民間支援団体の支援員には、この施策の理解を深めて被害者等に十分な説明をすることが期待されるということも感じた。
- ・ 私が弁護士として被害者等への支援に取り組んできた理由の一つに、自分自身が犯罪被害者遺族であることが挙げられる。例えば、遺族として、思いや実現を望む理想の制度などはあるものの、業務上、制度の実現可能性や持続可能性といった現実面も考えなければならない場面がある。また、ある個別の被害者等に対する最大限の配慮を求めたいものの、そのことが他の被害者等や被害者等ではない人には適用困難であって、制度として一般化していくにはどうすべきか考えなければならない場面もある。このような悩みを、私は普段から抱えながら業務を行ってきたし、本検討会においても同様の悩みを抱えながら参加していた。本検討会に参加し、この悩みが完全に解消されたわけではない。しかしながら、被害者等施策について勉強になった上、ヒアリングや会合での議論において様々な方の意見を聞くことができたことから、これらから得た知見を今後の私の被害者等への支援に役立て、また、弁護士会としてどのような人材を育てていくのかの検討に役立てていきたい。
- ・ 本検討会に参加し、更生保護官署が試行錯誤を重ねながらこの制度を運用し、様々な積上げがあったことを実感した。また、本日晒された報告書(案)に「被害者等の思いに応える」という記載があるが、このような記載がなされることは大きな進歩なのではないかと考える。今後、法務省の中で、被害者等への支援について、特殊なものとしてではなく、加害者の改善更生と被害者等への支援は車の両輪として位置付けられ、このことが法務省職員はもちろん、国民一般に広がっていくことが望まれる。更生保護官署は、局長以下、その実現に努力をお願いしたい。また、私は本検討会で繰り返し述べた

が、制度改善は、利用者からのフィードバックに基づき行うべきであり、本検討会が利用者からのフィードバックを得て、それに基づく不断の制度見直しにつながっていくことを希望している。

- ・ 私は、被害者等施策開始当初から被害者担当保護司をしてきたが、施策開始から10年以上が経過する中で、その運用が少しずつ充実してきたことを実感している。このような充実が見られたのは、更生保護官署が、理想を掲げ、この施策とその運用をより良くしていこうという思いを持って実績を重ねてきたことによるのではないだろうか。本年度、心情等伝達制度において、ある加害者が、被害者等が示した厳しい心情等を伝達された後に、「人生をやり直す上でのお守りとして普段から身に着けておきたいので、是非、心情等が記載された文書を交付してほしい。」との発言をした例があった。私には、この加害者は、本心から発言していたように見えた。私は、このような経験から、被害者等施策の一層の充実が加害者の改善更生に確実につながるという実感を持つに至っている。私は、これからも、この施策について、より高い理想を掲げて、更に充実させていくという気持ちを持って、実践を重ねていきたい。

- ・ 本検討会において、犯罪被害者遺族である私を構成員の一人としていただいたことに感謝したい。

また、本検討会の構成員は、被害者等のことをよく考えようという意識のある人たちであったので、他の遺族の思いを背負って参加している私にとって、励みになった。更生保護官署の職員に、被害者等のことをよく考えようという意識を持った人が一人でも増えてほしいと感じている。

本検討会の議論を通じて、被害者等への一層の支援を継続して求めていくことの重要性を改めて感じたし、さらに、保護観察官などが非常に苦勞してきていることも見えてきたので、保護観察官の増員について、今後、種々の場面で求めていきたいと考えている。

私たちが被害を受けたときには、被害者等への支援制度が何もなかった。当時は、選ぶことのできる選択肢自体が何もなく、それはとても苦しいことだった。今は、選択肢が増えてきたが、今回の検討会の結果を踏まえて、更に新しい選択肢が増えていくのだろうと思う。このことは、被害者等にとって、大きな意味がある。この新しい選択肢を検討するときには、心のこもった内容になるようお願いしたい。例えば、被害者等に説明をする場面では、様々な制度その他の知識について、更生保護官署の職員に比べれば、被害者等はほとんど知らないに等しいことから、“制度その他を知らない自分の家族に対してならどのように説明するだろうか”と考えた上で臨むといったことをお願いしたい。

さらに、更生保護官署の職員は、被害者等を厄介だと思ったり、怖がったりしないしてほしい。そのときの心情等から、激しい反応をしてしまう被害者等もいるかもしれないが、被害者等は普通の人間であり、話せば理解できる。

最後に、更生保護官署の職員は、この被害者等施策は本当に被害者等にとって良いものであり、たくさんの人に利用してもらいたいと、自信を持ってこの施策について発信していただきたい。

- 本検討会においては、被害者等施策について、構成員から、課題の指摘もあったが、被害者等にとって良い仕組みだという発言も複数なされた。私は、これまで、自身が携わる業務に対する客観的な評価を知る機会に乏しかったことから、このことは新鮮であった。また、本検討会の中で、被害者等の心情等を複数聴くことができたこともあり、勉強になった。

本検討会を通じて得られた知見や被害者等の心情等を、保護観察官一人一人が学ぶ機会を提供しなければならないという決意を新たにした。先日、自庁の職員を対象とする研修として、犯罪被害者遺族による講演を企画・開催したが、質疑応答でのやりとりを見ていて、被害者等施策の開始から10年以上経過したにもかかわらず、被害者等の心情等の理解が不十分であることを感じた。業務は種々あるとはいえ、これから、保護観察官や保護司に対して、丁寧に、被害者等に向き合うための研修その他の機会の確保に取り組んでいかないといけないと感じている。

- (座長) 更生保護に被害者等施策を導入する際には異論もあったが、罪を犯した人の立ち直りを図っていくためには、被害者等の心情等を理解することが大切である。加害者処遇にも被害者等施策にも、双方に関わる更生保護こそが、両方に立脚した立場だからこそできる被害者等施策をこれからも推進していく必要があると思う。

以上